

# 裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 市福祉事務所長

審査請求 平成27年5月13日付け生活保護変更申請却下処分（通院交通費）  
にかかると処分

生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号。以下「法」という。）による上記処分に対し、平成27年5月25日に審査請求人から提起のあった審査請求について、次のとおり裁決する。

なお、この裁決書において引用する法及び関係通知は、審査請求に係る処分が行われた当時のものである。

## 主 文

市福祉事務所長が行った平成27年5月13日付け生活保護変更申請却下処分のうち、平成25年11月分の通院交通費に係る保護変更申請についての却下処分はこれを取り消す。

その余の審査請求は棄却する。

## 理 由

### 1 事 実

審査請求人（以下「請求人」という。）が審査庁に提出した審査請求書及び反論書並びに市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）から提出された弁明書及び関係書類に基づき、次の事実を認定する。

- (1) 平成 年 月 日を実施年月日として、処分庁は、請求人に対し、法に基づく保護を開始したこと。
- (2) 平成25年12月18日、請求人は、処分庁に対し、通院交通費に関して、以下の内容が記載された保護変更申請書を提出したこと（以下「変更申請1」という。）。

ア 医療機関名 ●●●●病院  
イ 通院日 11月分7回  
ウ 費用合計 6,440円(1回往復920円)

(3) 平成26年1月17日、処分庁は、●●●●病院を訪問し、請求人の同病院への通院実績を照会したところ、平成25年11月の通院実績が5回であったとの回答があったこと。これにより処分庁は、同日、請求人に対し、平成26年1月30日を期限として保護変更申請書を出し直すよう連絡したこと。

(4) 同年3月30日、請求人は、処分庁に対し、以下の内容が記載された保護変更申請書を提出したこと(以下「変更申請2」という。)

ア 医療機関名 ●●●●病院  
イ 通院日 11月分(4回)及び12月分(2回)  
ウ 費用合計 3,680円(11月分 1回往復920円)及び  
1,840円(12月分 1回往復920円)

(5) 同年3月31日、処分庁は、請求人に対して何らの決定も行わず、変更申請2を返戻したこと。

(6) 請求人は、変更申請1及び変更申請2が却下されたものとみなして、法第24条第7項に基づき、同年4月4日付けで、これらみなし却下処分を不服として審査庁である神奈川県知事に対し審査請求を提起したこと。

(7) 平成27年5月8日、審査庁は、請求人から事実(6)により提起された審査請求について、何ら決定することなく変更申請2を返却した処分庁の行為は、法第24条第5項(現第9項)において準用する同条第1項の規定に反するものとして、みなし却下処分を取り消す裁決をしたこと。

(8) その後、処分庁は、同月13日付けで、変更申請2について却下処分を行い(以下「本件処分」という。)、却下の理由として、「最低生活費の遡及変更は、発見月及びその前月分までとされているため。」と記載された本件処分に係る通知書を請求人あてに通知したこと。

(9) 請求人は、同月25日に本件処分を不服として審査請求を提起したこと。

## 2 請求人の主張

本件処分の不当・誤りを認め、決定を取り消すとの裁決を強く求める。

本件は、福祉側の都合により事務手続きが遅れたものであり、却下は不当。

(通院交通費は最安値しか認められない)と最安値での交通費申請を強いて強引に訂正した金額とするのは申告権の侵害である。

### 3 処分庁の主張

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。理由は、以下のとおりである。

- (1) 本件審査請求は、請求人が変更申請1について、処分庁が同年12月18日提出の申請書に記された通院日は実際の通院日とは相違している事実を確認し、請求人に対して正しい日付での申請書の再提出を求めたが指定した日付までに提出がなく、保護費の遡及変更ができなくなった平成26年3月30日に変更申請2があったため、申請期限切れとして本人に申請書の返却をしたことに対する保護費の支給を求める審査請求をしたことが発端である。
- (2) (1)の審査請求に対し、審査庁は平成27年5月8日、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-2に規定される遡及期間の経過だけを持って、変更申請に対して、法第24条第1項に規定する義務を免れることはないと判断し、処分庁の処分の取り消しが決定された。
- (3) 処分庁は、審査庁の以上の判断と、請求人が給付を求めている通院交通費（医療移送費）が、生活困窮に直接的に対処する給付であり、保護費の遡及変更は2か月程度とするべきとの考えと照らし合わせると本件通院交通費（医療移送費）については保護費を必要とすることなく、請求人の金銭で満たすことができたと考えるべきものであることを考慮し、同年5月13日に書面により請求人に対して本件処分を行ったものである。
- (4) 処分庁としては、医療扶助運営要領 第3 医療扶助実施方式 9移送の給付（2）給付の範囲により、通院実態と違うことが明確に分かっているにもかかわらず、実態と違う医療移送費を給付することはできない。このため、処分庁は請求人の権利にも配慮し、請求人に対しメール、訪問、連絡票により来所・訂正を促すも、請求人は処分庁の連絡・訪問を無視し、期限内に一時扶助申請書を提出することを懈怠している。
- (5) 処分庁はその手続きにおいて却下通知を請求人に送付しなかったため、手続き上に瑕疵があったものの、同年5月13日の審査庁の判断を受け、正式に一時扶助申請の却下通知を送付しており、手続き上の瑕疵もなくなっている。
- (6) 逆にこのような状況下で請求人に対して医療移送費の給付をすることは、生活保護の実施要領上も不可能であり、また請求人の権利の濫用と暴走を認め、生活保護制度の趣旨から逸脱するものとなる。このため処分庁としては生活保護上正當に本件処分に至ったものである。よって、本件審査請求は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第2項の規定により、棄却の裁

決を求める。

- (7) なお、請求人は「本件は福祉側の都合により事務手続きが遅れたものであり、却下は不当」と主張しているが、上記に記載があるように正当な理由があり、不当な点はない。また「(通院交通費は最安値しか認められない)最安値での交通費申請を強いて強引に訂正した金額とするのは申告権の侵害である」と主張しているが、そもそも平成25年11月・12月分の医療移送費の給付をしておらず、請求人の主張はありえないものである。

#### 4 判 断

本件審査請求については、以上の事実並びに請求人及び処分庁の主張を踏まえ、次のとおり判断する。

- (1) 法は、申請による保護の開始及び変更について、「保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」(第24条第1項)とし、「前4項の規定は、(中略)保護の変更の申請があつた場合に準用する。」(同条第5項)とする。
- (2) また、最低生活費の額を増額して認定する必要がある場合の追加支給の限度について、問答集問13-2において、「最低生活費の遡及変更は2か月程度(発見月及びその前月分まで)と考えるべき」と示されている。
- (3) これを本件についてみると、事実(4)のとおり、請求人が、処分庁に対し、平成25年11月及び12月分の通院交通費の給付を求める変更申請2を行ったのは、平成26年3月30日であり、問答集問13-2において示されている最低生活費の遡及変更が可能な「2か月程度(発見月及びその前月分まで)」を超えていることが認められるところ、処分庁は、遡及変更可能期間を経過したとして変更申請2を却下したものである。
- (4) しかし、平成25年11月分に係る部分については、事実(2)のとおり、請求人は、同年12月18日に保護変更申請を行っていた(変更申請1)。
- (5) これに対し、事実(3)及び(4)のとおり、処分庁は変更申請1に係る申請書に通院回数の誤りがあつたとして、申請書の再提出を求め、結局申請人は、これを受け平成26年3月30日になって改めて申請を行ったものである(変更申請2)。
- (6) このことから、本来処分庁としては、通院回数に誤りのある申請がなされたとしても、医療機関への照会等により判明した正しい通院回数に従って支給決

定を行えば足りるのであり、再度請求人に申請をさせる必要はなかった。

請求人は、平成25年12月18日時点で変更申請1を行っているのであるから、問答集問13-2における発見月は同月となり、遡及変更可能期間の経過を理由に同年11月分の通院交通費について却下した本件処分は、その法的解釈を誤った瑕疵がある。

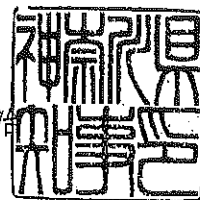
よって、本件処分のうち、平成25年11月分の通院交通費の保護変更申請に係る部分は、違法であり、取り消されるべきである。

- (7) 平成25年12月分の通院交通費については、事実(4)のとおり、平成26年3月30日になって初めて申請がなされたものであり、処分庁が遡及変更可能な期間を超えていることを理由に本件処分を行ったことについて、違法または不当な点は認められない。
- (8) また、請求人は、「(通院交通費は最安値しか認められない)と最安値での交通申請を強いて強引に訂正した金額とするのは申告権の侵害である。」と主張するが、かかる請求人の主張と、本件処分の適法性との関連性は明らかでなく、請求人の主張は本件処分の適法性を左右するものではない。

以上により、本件審査請求の、本件処分のうち平成25年11月分の通院交通費についての保護変更申請に係る部分について取消しを求める部分は理由があり、また、その余の審査請求には理由がないから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)附則第3条の規定により、主文のとおり裁決する。

平成28年12月22日

神奈川県知事 黒岩 祐治



(教示)

この裁決について不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした平塚市を被告として決定の取消しの訴えを、あるいは神奈川県を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

厚生労働省所在地 〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番2号